

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会
太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ（第6回）
議事要旨

○日時

令和元年10月29日（火）12時00分～14時00分

○場所

経済産業省 別館2階 238 各省庁共用会議室

○出席委員

若尾真治座長、井澤依子委員、市村拓斗委員、大石美奈子委員、小野田弘士委員、長峯卓委員、松本真由美委員、三宅仁司委員、山下紀明委員

○オブザーバー

東京電力エナジーパートナー（株）玉田経営改革本部運用部長、（一社）低炭素投資促進機構 前田常務理事、環境省環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室 今井室長補佐

○事務局

清水新エネルギー課長、田中資源エネルギー庁長官官房戦略企画室長、梶新エネルギー課長補佐、池本省エネルギー・新エネルギー部政策課制度審議室室長補佐、飯島省エネルギー・新エネルギー部政策課制度審議室室長補佐

○議題

太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する詳細検討③

1. 外部積立てに関する論点

- （1）発電事業者が倒産した場合への対応
- （2）積立金の管理機関のガバナンス等
- （3）特定契約との関係

2. 内部積立てに関する論点②

- 3. 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の議論を踏まえて補足的に検討すべき事項
- 4. 施行時期

○議事要旨

1. 外部積立てに関する論点

- (1) 発電事業者が倒産した場合への対応
- (2) 積立金の管理機関のガバナンス等
- (3) 特定契約との関係

委員

- 金融機関としては、倒産して事業を継続しない場合に、それまでの積立金が廃棄費用よりも多い場合を想定し、積立金の取戻請求権に対する担保設定を検討することになると思うが、その場合の積立金の取扱いはどうなるのか。
- 特定契約との関係は、実務的には重要かと思うので是非取り組んで頂きたい。

事務局

- 倒産以外の場合についても、廃棄処理に費用を充てた上でなお積立金が余った場合は、事業者の財産として返還することになるので、倒産の場合においても同様に処理されることになる。

座長

- 外部積立てに関する論点について
(1) 発電事業者が倒産した場合への対応、(2) 積立金管理機関のガバナンス等、(3) 特定契約との関係については、事務局案の方向性について大きな異論がなかったと思う。今回確認された方針を基に、事務局において技術的な検討を進めてほしい。

2. 内部積立てに関する論点

委員

- 内部積立てを認める条件が、前回よりも厳しく明確になり、全体的によいと思う。
- 電気事業法上の発電事業者については、認定事業者以外の者が発電事業者である場合に、その発電事業者の管理対象として特定発電用電気工作物がある場合という理解でよいか。資料の表現ぶりは誤解なきよう修正した方がよい。
- 専用口座の定義について、金融機関・事業者のいずれの側で管理するのかを含め、具体的な条件はガイドライン等で定義すべき。例えば、事業者が金融機関との契約期間中に十分な積立金を積み立てた場合にも、外部積立てに移行した際に残りの期間について源泉徴収されることになるのかは、明確にしておいた方がよい。
- 上場会社は社会的責任も有り、財務諸表の信頼性もあると思う。「財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されている」についても有効な案だと思うが、資産除去債務は必ずしも

全てのケースで計上されておらず、また任意積立金も純資産の部で任意に積み立てるものなので、必ずしも制約を受けるものではない。そういった中で、上場審査の条件よりも上場廃止の条件が緩いことも踏まえ、債務超過で無いことなど、追加の条件を設けるといふのもあるのではないか。

- 実際のプロジェクトファイナンスを想定すると、災害等により費用を支払わないといけない場合に、積立口座にはお金があるが、元利金返済のためのお金がないという状況になれば、廃棄のための積立金を元利返済に充てることが想定される。これにより翌年度の積立てが不十分となって外部積立てに移行した場合、積立金の不足分を一括または1年以内に必要な金額水準まで戻すのは厳しいケースもあるので、その期間についても一定の幅を持たせてはどうか。
- 内部積立てにおける一定の資金の柔軟性は否定しないが、内部積立はあくまで外部積立ての例外であり、外部積立ての場合との公平性が重要。事務局案はバランスが取れている。
- 外部積立てに移行する直前に他の事業に積立金を使うなどして、移行前に意図的に積立金を使い切ってしまうということも考えられる。そういう悪質な場合に対応できるように、認定取消し等の手段を残しておくことが必要。
- 内部積立てに当たって事業計画を策定して公表するという義務付けをする中で、地域との共生がなされなかった場合の指導等はあるのか。
- 地域との共生を客観的に評価することは難しい。たとえば、行政命令・指導等を受けたことのある事業者も、内部積立てを受ける事業者の対象となりうるのか。
- 事業計画の公表について、会社のトップページで載せなければならないのか。どういった運用になるのかイメージはあるか。
- 積立て不足が発生した際に事業を継続するかは、事業を続けた場合の現在価値を勘案して判断するが、基本的には事業を継続する方が清算するよりも採算が取れるという判断がされる。
- 将来的に廃棄費用が不足する場合に代わりに支払ってくれる保険、保証などの商品が開発される可能性もある。そうした商品の市場が形成されることも想定した柔軟性が、制度設計において重要ではないか。
- 外部積立ての水準以上とあるが、他の内部積立要件を満たしている場合に、積立額・時期に関する金融機関との契約変更はどれほどの負担となるのか。
- 本制度に合わせて事業者と金融機関が合意していたルールを変更する場合、プロジェクトへの影響度は様々であり、返済原資が減ったり、関係者の合意が必要になったりする場合もあるなど、一概にはいえない。ただ、件数、手間としては何とかなる範囲だと考えている。

事務局

- 資料にもあるとおり、専用口座については、「事業者の一存による積立金の流用は困難」なものとしておくことが重要。
- 内部積立において積立金が十分積み立てられているときは、以前議論した既存の積立金の取扱いと同じ整理であり、その後源泉徴収するかどうかは議論だが、最低限の積立て水準までは源泉徴収の対象とすることを想定している。
- 地域とのコミュニケーションが適切に取られていない場合を含め、事業計画に記載された事項を遵守できていない場合は、認定を受けた事業計画にしたがって適切に実施していないとして指導等をしていく。
- 過去に行政指導等を受けた場合でも、指導、改善命令に従って改善がみられるのであれば、内部積立ての対象とすることを必ずしも否定できないのではないか。
- 上場企業に関し、追加の条件を課さなくとも一定程度資金を確保することはできるというのが事務局としての案だが、追加の条件が必要かどうかは御指摘を踏まえ検討したい。
- 修繕等により積立金が一時的に不足した場合に必要な水準を再び積み立てるまでの期間については、資金の柔軟な活用のニーズと、長すぎることへの不安とのバランスが重要。
- 現在、今回の制度が想定している廃棄費用を代替するような保険等は見受けられないが、今後そういったものが出てきた際には、取り扱うことも検討したい。
- 公表については、経産省のHPによる公表や各事業者による公表などが考えられるが、事業者のHP内の体裁まで国が決めることはないと思う。

座長

- 内部積立てに関する論点②について
 - (1) 長期安定発電の責任・能力があり、(2) 確実な資金確保がなされるものとして、内部積立てを認める具体的な条件については、事務局案に関して大きな異論なく、まとまったと思う。

3. 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の議論を踏まえて補足的に検討すべき事項

委員

- FIP 制度の開始時期と積立制度の開始時期が同じくらいだと考えられるので、FIP 制度についても FIT 制度と同様の条件で積立て制度を開始すべき。FIP 制度については積立金を反映したプレミアムとするよう主力化小委に提案できないか。
- 基本方針は賛成だが、FIT 制度と FIP 制度ではキャッシュフローが異なるので、長期の融資が可能かという観点から、金融機関でも議論させて頂きたい。

- 電源として市場で戦えるようにしていくのは当然だが、廃棄・リサイクルから見ると、自家消費案件も含め、FIT・FIPの枠内だけでなく、そもそも誰が太陽光発電設備の廃棄処理の責任を負っているかなど、大局的な視点から啓蒙していくことが必要かと思う。
- 昨今の災害で被災した案件について、事業が継続されているのか、中止されているのかなどは情報収集すべき。その結果を本制度にフィードバックできるのではないかな。

事務局

- 入札案件等も含め、価格の設定については調達価格等算定委員会で議論していくとともに、主力化小委にも報告させていただきたい。
- FIP制度自体が投資へのインセンティブを確保しつつ、市場への統合を図るというデザインであり、FIP制度の在り方も含めて引き続き検討していきたい。
- FIT・FIP外の案件も含め、廃棄・リサイクルの在り方については環境省と連携して取り組んでいきたい。被災した案件については、廃止が検討されているものもあれば、保険が適用されて事業が継続されるパターンもある。状況について調査し、適切に取り組みたい。

座長

- 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の議論を踏まえて補足的に検討すべき事項について
新制度においても、事業用太陽光発電についての放置・不法投棄の懸念に対処するため、FIT認定案件と同様に、
 - ①原則として積立金管理機関が源泉徴収的に積立てを行う方法による外部積立てを求めること
 - ②長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる事業者に対しては内部積立ても認める
 という方向を軸に検討することについては、大きな異論がなかったと思う。
今回確認された方針を基に、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会とも連携しながら、事務局において引き続き検討を進めてほしい。

4. 施行時期

委員

- 実際の運用については、制度開始の数ヶ月前に事業者に対して説明を行うとともに、適切なタイミングで世の中に対して公表していくことが重要。

- 積立て開始前の前半 10 年で災害等が発生する可能性もある。可能であれば 1 年目から積み立てるべきであるし、現状、火災保険、地震保険の加入率が低いので、積立て開始前に災害等が発生した場合の保険加入とセットとすることも検討すべき。
- 事業者が自ら全ての関係者に周知することは大変なので、国としても周知に配慮頂きたい。

事務局

- 積立て時期については、なるべく早くという観点もあるが、社会コスト等を踏まえて、一律調達期間の終了前 10 年とすることで取りまとめられた。他方で、1 年目から全く積み立てなくてよいということではない。
- 自然災害は火災保険の対象という認識。早期の積立てや保険への加入状況の公表も含め、事業者による取組みをどのように促していくかは検討したい。
- 本制度の周知については国としても取り組んで行く。

座長

- 施行時期について
2022 年 7 月までの適切な時期に制度施行するという事務局案のとおり、進めてほしい。

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365